

命の重みをも 考えて

地域ぐるみで

南丹市児童虐待防止ネットワークは



▲京都学園大学川畑隆助教授による研修会

都地方務局、南丹警察署、京都中部広域消防組合、南丹市の社会福祉協議会や民生児童委員協議会、人権擁護委員、子育てすこやかセンター、保育所、幼稚園、小・中学校、教育委員会、市役所が連携し、児童虐待の防止と事象の発生に対応していきます。また、児童虐待の現状や、事象が起きた時の対応など、虐待に関する理解を深めるための研修会を開き、市民の皆さんが子育てや虐待に対する不安を解決していける体制を整えまします。

■虐待防止のための対策

虐待の予防策としては、一次、二次、三次という三段階があります。



▲虐待の防止対策などが話し合われました

一次予防は虐待発症前の予防です。児童の健全育成を推進することや、何らかの不安を抱えている家庭に対して援助できる仕組みの構築、また気軽に相談ができる体制を整備していくことです。

二次予防は、早期発見と対応です。虐待によって、死亡したり身体的な障害を持つようになったり、また精神的な障害や社会的不適応の状態になることも考えられます。虐待の影響を最小限にとどめ、虐待による心の傷の回復を図るためには、早期発見、早期対応が重要になります。

三次予防は虐待の再発防止です。

南丹市では、これらを各関係機関と連携して進めていき、安心して子育てのできるまちづくりに取り組んでいます。

■虐待の早期発見は地域の見守りが重要

虐待は主に家庭内で多く起こっています。そのため外部からは虐待が分かりにくいのが現状です。虐待をしている当事者が虐待をしている意識を持たなかったり、問題として認識していないことが多くあります。また、被害者の多くが就学前の子どもで、自分で虐待を訴えられなかったり、加害行為を行っている保護者や家族をかばう気持ちが生じたり、あるいは秘密にするように強要される場合もあります。これらを放置すれば、虐待は繰り返され、エスカレートする一方になります。

子どもや家庭に身近な人が、早期発見に努めることが虐待の防止につながります。そのためにも、地域の中で子どもを見守ることは大事です。

■虐待を受けている子どもはサインを送っています

虐待にはどんな場合にも不自然なことが感じられます。子どもの様子に変だな、と感じたら虐待の存在を疑ってみましょう。「しつけのつもり…」と思っても虐待につながっているかもしれません。虐待をしてしまう親も受けている子どもも、本当は助けを求めています。親や子どもの異変に気付いたら、周囲の誰かに相談しましょう。もしも虐待を発見したら、南丹市福祉事務所または京都児童相談所（子ども相談センター）に相談してください。相談を受けた福祉事務所や児童相談所は、相談の内容や相談された方についての情報を親などに教える事はありません。子どもの命を守るために、勇気をもって相談してください。

■相談窓口

京都児童相談所
（子ども相談センター）
TEL(075)433-1327
各支所健康福祉課または
市役所福祉事務所
TEL(077)681-0007